第2 大阪市の目指す市場

1 国の卸売市場行政の動向

(1) これまで

中央卸売市場の開設根拠法である卸売市場法の前身となる中央卸売市場法は大正 12年3月に公布され、生鮮食料品を中心とした生活必需品の安定供給、物価抑制を目 的に生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ってきました。

戦後、高度経済成長や人口の増加、消費の拡大などに伴う生鮮食料品流通状況の変化を踏まえ、卸売市場整備の計画的推進や中央卸売市場における取引の適正化などを 定め、地方卸売市場も対象とした卸売市場法が昭和46年4月に公布されました。

その後、産地の大型化など川上の変化や、量販店の増加、消費者ニーズの多様化をはじめとする川下の変化など卸売市場を取り巻く環境の変化に対応するため、平成11年には「せり入札原則」**が廃止されました。

また、流通環境の変化などを踏まえ、生産サイド・消費サイド両面の期待に応えられる「安全・安心」で「効率的な」流通システムの確立が図られるよう、適正な品質管理の推進、取引規制の緩和、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、平成16年には「委託集荷原則」※2が廃止されました。

(2) 平成30年度の大改正

平成28年11月に内閣府規制改革推進会議農業ワーキング・グループより提言がなされました。

提言内容は、卸売市場を「食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなってきており、種々のタイプが存在する物流拠点の1つ」としたうえで、「現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する」もので、卸売市場関係者に大きな衝撃を与えるものでした。

この提言を受けて、「農業競争力強化プログラム」が政府により決定され、内閣府規制改革推進会議農業ワーキング・グループの提言から少し表現は柔らかくなったものの、「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」こととされ、卸売市場法の「抜本的見直し」がなされることになりました。

以降、卸売市場法の抜本的な改正の審議が進められ、平成30年6月に従来の83条

^{※1} 卸売業者の販売方法は、一定の規格性を有しその供給事情が比較的安定している物品等を除き、せり・入札取引に限定するという

^{※2} 卸売業者の集荷方法は、実需者と予め締結した契約に基づく取引で、事前に開設者の承認を受けた場合等を除き、委託集荷に限定 するという原則。

からわずか 19 条へと大幅に簡素化された改正卸売市場法が公布され、令和 2 年 6 月 に施行されました。

【 卸売市場制度の変遷 】

	主な内容
大正 12 年 (1923)	中央卸売市場法の公布 ⇒ 「米騒動」などの時代背景から、零細な生産者と困窮する消費者を 保護するため、公的な枠組みを持った「市場流通」システムを構築し、 各種取引に関する規制が定められた
昭和 46 年 (1971)	卸売市場法の公布 ⇒ 新しい生産・流通・消費の実態に即した整理が図られた
平成 11 年 (1999)	取引方法の改善の観点から、「せり入札原則」が廃止
平成 16 年 (2004)	規制の弾力化の観点から、「委託集荷原則」が廃止
平成 30 年 (2018)	卸売市場法の「抜本的見直し」 ⇒ 合理的理由のなくなった規制の廃止

(3) 国によって示された中央卸売市場の重要性

改正卸売市場法の第1条には、「卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の 公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み」と明記されており、抜 本的見直しがなされてもなお、その存在の重要性を認識しています。

また、平成30年10月には農林水産大臣が「卸売市場に関する基本方針」を定め、「卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要」、「卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される」と、卸売市場の位置付けが示されています。

2 大阪市としての対応

(1) 国の動きを受けて

国における卸売市場法の改正を受けて、大阪市では平成30年9月から令和元年12 月の間に4回の市場運営協議会※3(以降、運営協議会)を開催し対応を諮りました。 運営協議会において、今後も引き続き大阪市が開設者として中央卸売市場を開設し ていくことが確認されました。

その際に本市中央卸売市場は、大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場と して、将来にわたって、その特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民等消費者に安定的 に供給できる市場を目指す方向性が確認されました。

また、運営協議会では、改正卸売市場法に定められた「共通の取引ルール」※4以外 の「その他の取引ルール」※5の必要性について議論しながら業務条例の改正を進めて いくこととなりました。

「その他の取引ルール」の必要性について議論するにあたって、まず取引参加者(卸 売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者)への意見聴収を行い ました。

その中で、本市市場が将来にわたって市民等消費者に生鮮食料品等を安定的に供給 するという目的を果たし、市民の満足度を高めていくためには、多様化する食品流通 構造の中で、市場取引の優位性を確保し、市場を活性化していく必要があるとの結論 に至りました。

そのためには、卸売業者・仲卸業者の取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化 するとともに、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応などにより市場の活性 化をめざしていくために、「その他の取引ルール」のうち第三者販売の禁止※6、商物一 致の原則**7、直荷引きの禁止**8は業務条例で定めないこととしました。

(2)条例改正と「中央卸売市場」の認定

令和元年12月の第29回運営協議会において、条例改正案が取りまとめられました が、その内容は改正卸売市場法及び国の卸売市場に関する基本方針の趣旨を踏まえ、 「市場の活性化」、「市民の利益」を柱としたものとなりました。

その後、令和2年3月に条例改正案が可決・成立し、6月に施行されました。 改正条例の成立にあわせて、農林水産大臣に中央卸売市場の認定申請を行い、認定 を受けました。

市場の業務の運営等に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として設置されている。卸売業者、仲卸業者、学識経験者で構成される委員により、市場の業務の運営、業務条例の変更に関する事項等が調査審議される。 **※**3

特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とするもので、卸売市場 **※**4 が生鮮食料品等の公正な取引の場として遵守すべき法定の取引ルール

第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる取引ルール。 卸売業者は、仲卸業者以外の者に対して卸売をしてはならないという取引規制。

[%]6

卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならないという取引規制

仲卸業者は、中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れてはならないという取引規制。

3 大阪市の役割

(1) 開設者の責務

改正業務条例においては、市場の設置及び施設の管理について定めるとともに、改 正法に基づき本市が行う市場の業務の方法及び市場における業務に関し遵守すべき 事項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引 の適正化とその流通の円滑化を図ることで、市場が公正な取引の場として市民等消費 者に安定的に生鮮食料品を供給する重要な役割を果たし、もって市民等の生活の安定 に資することを目的と定めています。

その目的を果たすための開設者の責務として、安定的に市場を運営するとともに、 取引参加者の市場における連携強化のための取組みの促進等、市場の活性化のための 措置を講じるよう努めなければならないと考えています。

また、あわせて市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督する必要があると考えています。

(2) 開設者の取組み

以上のように開設者がその責務を果たすための取組みとしては、適正かつ健全な市場運営の確保に向けて、官民が各々の役割と責任を認識し、連携のうえ、公共性の確保、経営の安定化、運営の効率化、競争力の強化などの課題に取組み、中央卸売市場が担っている社会的役割・機能を安定的かつ持続的に発揮していくことが開設者の役割です。

大阪市の中央卸売市場事業会計においては、経営健全化計画完了後も依然として多額の累積欠損金を計上するなど厳しい状況にあり、収支改善に向けた取組みを積極的に行っていく必要があります。

あわせて中央卸売市場が安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給する流通の拠点施設として、さらには大都市の基本インフラとして、その役割・機能を発揮していけるよう「経営基盤の強化」並びに「市場機能の強化」を図る必要があります。

この2つの柱を達成するためには、中央卸売市場を安定的に維持管理するために 「市場の経営改善」を図りつつ、「市場の基本機能の強化」を図るための市場競争力 の強化に資する施設整備の推進と、「市場の社会的役割の向上」を図るための公正か つ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たす取組みを行っています。

【 大阪市の役割 】

市民等消費者に生鮮食料品を安定的に供給する使命



- ← 生鮮食料品を安定供給する都市インフラ
- ← 大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場

「大阪市中央卸売市場」を設置

中央卸売市場の役割

- ①多種多様な品目を豊富に品揃える集荷機能
- ②せり・相対により公正に評価し透明性の高い価格を形成 する価格形成機能
- ③迅速・効率的に多数の小売業者等へ分配する分荷機能
- ④支払を迅速・確実に行う決済機能
- ⑤需給に関わる最新情報を収集・提供する情報機能

役割の発揮に

- ・ 経営基盤の強化
- 必要なもの
- ・ 市場機能の強化

市場の経営改善

→中央卸売市場を 安定的に維持管理し ていくために、経営 の健全化を維持する



市場の基本機能の強化

→市場競争力の強化に資する 施設整備の推進

市場の社会的役割の向上

→公正かつ安定的に業務運営 を行うことにより、高い公共性 を果たす